

不正確なる勞務に對して不當なる報酬を得てゐかの機に言ひ傳へられますが吾々は決して斯る不當なる要求をするものではないと云ふ事を改めて御断りしなければならぬ。

現在當局の施政の上にも一大改革を要する幾多の諸事項あるにも不拘之等に關しては全然顧る處なく收入減の爲市電財政窮乏の全責任と之が全負擔を吾々従業員にのみ轉嫁せんとしつゝある事は大なる誤りである尙今後斯の如き見解のもとに事業遂行の任に當るなれば市電氣局經濟は應が事業の圓滑なる本質を欠き果ては大横濱市の發展を相害し遂には電氣局財政の破綻を必然的に招來するが如き重大なる結果となるのであらう事を吾々杞憂するものである。

斯る見地から速に當局理事者諸氏の反省を促すと共に吾々の今回の嘆願は決して事新しく待遇改善と言ふが如きものでなく我々多年幾多の犠牲を拂ひ獲得したるものを剝奪されると言ふ事は人間としての生活權擁護のため忍び得ず茲に實行員會の義議に依り諸條項を茲に再嘆願するものである。

吾等の信ずる電氣局理事者は直數之等の

三、各出張所々屬系統毎ニ乗務手當ヲ公平ニ分配セラレタシ

理由 現在ノ標準時間ハ最大限度デアリ事故ノ時數及ビ乗客取扱ヒ上ノ周到ナル注意及ビ英代ニ要スル時分ヲ適當承認セラレタシ

四、各出張所々屬系統毎ニ乗務手當ヲ公平ニ分配セラレタシ

理由 各出張所々屬系統ニ依テ乘務時分及乗客收入ノ著シク相違アル系統受持者ニモ乘務手當ヲ公平ニ分配セラレタシ
尙非勤働者ノ〇、七掛ヲ撤廢セラレタシ

五、乗務手當量高拾圓制撤廢

六、非乗務者ニ勤務手當支給セラレタシ
理由 勤務手當規定ハ勤務ノ合理化ヲ目的トスルモノナレバ非乗務者ト雖勤務獎勵トシテ同一ニ支給セラレタシ

七、共濟會評議員ノ非乗務ヲ認めラレタシ

理由 共濟組合ノ目的及ビ價值ハ云フ迄チモナク各々組合員ノ必要ナルモノデアリ然ルニ現在ハ其ノ内容及ビ便宜其ノ他ニ於テ遺憾ノ点多クアラ共ニ充實ハ欲ニ當ル共濟組合評議員ラシテ満會ヲ期スル事ハ目下ノ急務デアアル

昭和六年壹月貳拾叁日

日本交通労働總聯盟

横濱市電従業員共和會實行委員

横濱市電氣局長

永田兵三郎殿

理由 當市ハ夏期ノ繁雜及乗客輸送船卒カラ見テモ従業員ノ精神的疲勞ヲ緩和サセル事ハ事業ノ發展ニ一大關係ナルモノナレバ夏期手當ヲ從前通りニ支給セラレタシ

工 務

一、精勤手當 從來通り支給セラレタシ

理由 我々多年最も重用ナル收入ニシテ事業獎勵ノ上ニ合理的手當ト考ヘル故從來通り支給セラレタシ

一、精勤休暇 從來通りセラレタシ

理由 我々ハ勤務ハ常に危険地帯ニ於テ從事スル故精神的ニモ非常ニ苦勞ヲ感スル故從來通り休暇ヲ支給セラレタシ